

給付年金コーナー

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

しかし、免除等これらの期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める（追納）ことで、将来受け取る老齢基礎年金額を増やすことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

また、追納は、原則古い期間から納付することとなります。

追納のご相談、お申込みを希望される方は、秩父年金事務所へお問い合わせください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

交通事故被害者のご家族への援護金について

埼玉県交通安全対策協議会では、埼玉県内在住の交通遺児等を対象に、援護一時金を給付しています。

※「交通遺児等」とは、18歳以下の人で、保護者（一方または双方）が交通事故（陸海空全ての交通事故が対象）により、死亡または重い障害を負った方をいいます。

給付対象者 平成30年4月1日以降、交通遺児等となった県内在住の18歳以下の方

給付額 (子ども1人につき) 10万円(1回のみ)

給付時期 令和元年11月または令和2年5月

申請書類 各市町村、学校等で配布します。

提出期限 令和元年11月給付分・・・令和元年8月30日まで

令和2年5月給付分・・・令和2年2月28日まで

提出先 みずほ信託銀行浦和支店に郵送または御持参ください。

住所 さいたま市浦和区高砂2-6-18 ☎048・822・0191

問合せ 県防犯・交通安全課 ☎048・830・2958

道路上に張り出している樹木等の伐採についてのお願い

毎年8月は「道路ふれあい月間」です。道路を安全に利用していただくために、道路上に張り出している樹木等の伐採についてご理解とご協力をお願いいたします。

1. 次のような状況にある土地の所有者の方は、樹木等のせん定をお願いいたします。

(1) 道路（車道・歩道）に樹木等が張り出している。

(2) 枯れ木、折れ木等による通行への障害がある。（又はそのおそれがある）。

(3) 竹木等の繁茂による通行への障害がある。（又はそのおそれがある）。

※道路に張り出した樹木の落枝等が原因で通行車両や歩行者に事故が発生した場合には、樹木の所有者が責任を問われることがあります。

2. 作業時は樹木からの転落防止等の安全対策及び通行車両・歩行者の安全確保に十分ご注意ください。

3. 緊急の場合は、道路通行の支障となる樹木等を予告なく伐採・撤去することがありますので、ご理解をお願いいたします。

問合せ 秩父県土整備事務所管理担当・道路相談担当 ☎22・3715
建設課建設担当 ☎66・3111 内線244

今月の 介護保険料

■特別徴収（第3期） 今月支給される年金から天引きされます。

■普通徴収（第2期） 納期限は9月2日(月)* です。

*口座振替をご利用の方は8月26日(月)が振替日となりますので、残高をご確認ください。

問合せ 健康福祉課介護保険担当 ☎66・3111 内線133

今月の学校給食費

8月分の学校給食費は、8月13日(火)に口座振替となりますので、残高をご確認ください。